

(案)

売 買 契 約 書

- | | | | |
|---|---------|-----------------------------|---|
| 1 | 件 名 | 令和 7 年度第 1 回九州農政局災害用備蓄食料品売払 | |
| 2 | 売払物品名 | 仕様書のとおり | |
| 3 | 数 量 | 仕様書のとおり | |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 | 円 |
| | | (うち消費税及び地方消費税 円・消費税率 8%) | |
| 5 | 引 渡 期 限 | 仕様書のとおり | |
| 6 | 引 渡 場 所 | 仕様書のとおり | |
| 7 | 契約保証金 | 免 除 | |

上記件名(以下「契約物品」という。)の売払について、契約担当官 九州農政局長 緒方 和之(以下「売払人」という。)(登録番号 T8000012050001)と〇〇〇〇(以下「買受人」という。)との間に、標記各項及び次の契約条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、売払人、買受人記名(紙契約書の場合は記名押印)の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号
契約担当官
九州農政局長 緒方 和之

買受人 住所
氏名(法人の場合は名称又は商号及び代表者氏名)

(総則)

第1条 買受人は、頭書により、契約物品を引き取るものとする。

(履行の委任及び権利義務の譲渡等)

第2条 買受人は、第三者にこの契約の履行を委任し、又はこの契約によって生ずる権利もしくは義務を譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、売払人の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(代金の納付)

第3条 買受人は、契約金額を歳入徴収官九州農政局総務部長の発行する納入告知書により、指定された期限までに日本銀行（代理店を含む。）に納付するものとする。

(契約物品の引渡等)

第4条 買受人は、契約物品を代金の納付後10日以内に引き取るものとし、その際は、売払人又は売払人が任命する「監督職員」（以下本条において「売払人等」という。）の指定する当該契約物品を管理する職員に前条の納付を証明する書類を提示し、その立会いのもとに引き取るものとする。

2 契約物品の引取方法について、特に売払人等が指示したときは、買受人は売払人等の指示に従うものとする。

3 買受人は契約物品の引取りを完了したときは、売払人等に対して受領書を提出するものとする。

4 売払人は、買受人がその責に帰す事由により頭書の期限までに契約物品を引き取らないときは、その期限の翌日から契約物品を引き取った日までの遅延日数1日につき、当該契約金額に民法第404条第4項に規定する各期における法的利率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。ただし、その金額が100円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

5 売払人は、買受人がその責に帰する事由により引渡期限までに契約物品を引き取らないときは、買受人の負担において、第三者にその保管を委託することができる。

6 売払人は、前項の規定により、第三者に契約物品の保管を委託したときは、その委託した日から延滞金を徴収しない。

(所有権の移転)

第5条 契約物品の所有権は、前条第3項により引き渡し完了したときに、買受人に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 買受人は、契約締結のときから契約物品の所有権移転のときまでにおいて、当該契約物品がその責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、契約金額の減免を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第7条 契約締結後、買受人が契約物品に数量の不足その他隠れた契約の内容に適合しないもの

のあることを発見しても売払人はその責を負わないものとする。

（契約の解除）

第8条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金の納付を免除しているとき、売払人は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を買受人から徴収することができるものとする。

- 一 第2条の規定に違反したとき。
- 二 第3条に規定する期限までに代金を納付しないとき。
- 三 買受人の責に帰する事由により、引渡期限までに契約物品の引取りを完了しないとき。
- 四 この契約の履行に関し、買受人又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 買受人が正当な事由なしに、契約の解除を申し出たとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、買受人が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

（談合等の不正行為に係る解除）

第9条 売払人は、この契約に関し、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 買受人又は買受人の代理人（買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 買受人は、この契約に関して、買受人又は買受人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を売払人に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第10条 買受人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、売払人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として売払人が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、買受人又は買受人の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 買受人又は買受人の代理人（買受人又は買受人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 買受人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として売払人が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 買受人が売払人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 買受人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、売払人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、売払人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（延滞金の徴収）

- 第11条 売払人は、買受人が違約金又は延滞金を売払人の指定する期限までに納付しないときは、その期限の翌日から納付した日までの日数に応じて、当該契約金額に民法第404条第4項に規定する各期における法的利率を乗じて計算した額を徴収することができる。
- 2 前項の延滞金は、違約金又は延滞金の額が1,000円未満である場合には付さないものとし、当該延滞金の額が100円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第12条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第13条 売払人は、買受人自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第14条 買受人は、第12条の各号及び第13条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約に関する契約解除)

第15条 買受人は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し当該解除対象者（下請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売払人は、買受人が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し当該解除対象者（下請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 売払人は、第12条、第13条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売払人が第12条、第13条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 買受人は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を

受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売払人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第18条 売払人並びに買受人は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

(その他の事項)

第19条 この契約に定めない事項については、必要に応じて売払人買受人協議して定めるものとする。